

令和2年5月20日

報道関係者各位

大阪府 茨木市

水道料金等納入通知書の請求年月分の誤記載について

令和2年5月14日及び15日に発送した、茨木市水道料金等納入通知書の請求年月分の欄に記載誤りがありました。

市民の皆さまにご迷惑をおかけしお詫び申し上げますとともに、今後このような誤りを起こさないよう再発防止に努めてまいります。

記

1 経過

令和2年5月14日及び15日、本市市内の一部地域に令和2年4・5月分の水道料金の納入通知書を発送。受け取った市民の方から「請求年月分」の欄に記載されている内容についての問い合わせをうけ、誤りが判明したものです。

2 誤記載の内容

水道料金等納入通知書の「請求年月分」の記載欄に、2年と記載すべきところを、誤って31年と記載

(誤) 31年4・5月分 ⇒ (正) 2年4・5月分

3 原因

納入通知書を発行する際、請求年の設定を昨年の設定のまま印字し、発送してしまったもの。

4 対象件数（及び区域）

4,413件分（郡・山手台・駅前・清水ほか）

5 対応

お詫び文を送付するとともに、送付済みの納入通知書での支払いが可能であることをお伝えし、誤記載の納入通知書をお送りした方で収納確認ができた方に納入証明書を発行します。

6 再発防止

出力帳票をチェックする人数を増やすなど、チェック体制の強化を図ります。

【問合先】

水道部営業課長 岸本 哲児
電話：072-620-1691

